第５号様式（第７条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　様

吉野町長　　　　　　　　　　印

吉野町定住促進空き家改修事業補助金交付決定（変更）通知書

　　年　月　日付けで申請のあった吉野町定住促進空き家改修事業については、審査の結果、下記の通り決定しましたので、吉野町定住促進空き家改修事業補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

１　補助金交付　　　決定（変更）額金　　　　　　　　　　　　　　　円

２　補助金交付の条件

（１）改修工事は、平成　　年　　月末日までに完了してください。

（２）補助の対象工事が完了した場合、完了後速やかに吉野町定住促進空き家改修事業実績報告書を関係書類と共に提出して下さい。なお、利用登録者が帰属する世帯全員が吉野町定住促進空き家改修事業補助金申請書の提出時に転入を完了していなかった場合、吉野町定住促進空き家改修事業実績報告書の提出時までに転入を完了して下さい。

（３）補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。